

2020 年 10 月 23 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿
厚生労働省保険局医療課長 井内 勉 殿

全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

レセプト電算処理システム用コード入力に伴う 診療報酬明細書の不備の扱いに関する要請書

拝啓 貴職の日頃からの国民医療確保へのご努力、ご尽力に敬意を表します。

2020 年 4 月診療報酬改定で、診療報酬請求書等の記載要領に、電子レセプト請求の場合に選択して入力するためのレセプト電算処理システム用コードが 1700 個以上追加されました。これは 2020 年 10 月診療分(11 月請求分)から選択入力が求められています。

しかし新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方厚生局等が実施する予定だった集団指導(改定説明会)は中止されました。さらに 8 月 31 日に貴省が発出した訂正通知では、多項目にわたる記載要領の修正が行われました。ご承知の通り医療現場では新型コロナウイルス感染症への対応や、診療報酬の臨時的取扱いの対応も含め、膨大な事務処理に追われているさなかであり、無理なく対応を行える状況ではありません。加えて改定内容の周知徹底はまだまだ不十分で、全国の保険医協会・医会に連日多くの医療機関から質問が寄せられるなど、混乱の度を極めています。

さらに審査支払機関は 10 月に入ってから各医療機関に対し「該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります」と強調する通知を発出し対応を迫っていますが、医療機関にあまりに酷な取り扱いだと考えます。

以上のことから下記事項の実現を要請致します。

記

一、現場に過重な負担を課すレセプト「摘要」欄記載については移行が落ち着くまでの間は、レセプトの「摘要」欄の記録漏れ、記載漏れや間違いがあっても機械的に返戻としないようにし、そのことを審査支払機関に徹底すること。

以上